

夢・未来・希望輝く「舞鶴っ子」育成プラン

計画策定の趣旨

舞鶴市次世代育成支援対策推進行動計画後期計画（舞鶴市子育てアクションプラン・平成22年度～平成26年度）の進捗状況や評価を踏まえ、子どもや子育てを取り巻く環境の変化や本市が抱える課題に対応し、子どもの豊かな育ちと子育て支援の更なる推進を図るため、新しい計画を策定しました。

計画期間

平成27年度～平成31年度

育てたい子ども像

自分自身を愛し、他の人を愛し生まれ育った地域を愛する「舞鶴っ子」

舞鶴で生まれ、育った子ども達が、自分自身を愛し、他の人も愛することができ、安心して自分の持つ可能性が発揮できるよう、そして「舞鶴で生まれ、育って良かった」と地域への愛着がもてるような、そんな子どもを舞鶴市で育てることを目指します。

基本的な政策目標

子どもの笑顔と子育ての喜びがあふれるまちづくり

子どもにとって、笑顔や喜びとなるような子育てや子育て支援を行い、子育ての喜びを、子育ての第一義的責任を有する保護者とともに、地域全体で分かち合えるように、みんなで一緒に取り組み、地域が笑顔であふれるまちづくりを進めます。

基本的な施策の方向

（1）子どもの豊かな成長

乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。子どもの視点に立って、全ての子どもが、自分の持つ良さや可能性を自分の中から見出し、その良さや可能性を最大限に引き出せるように支援を行います。

また、発達における各段階で、必要な経験を積み重ね、次の成長段階にスムーズに移行できるよう、また、各成長段階に応じた育ちや学びが連続性を以って積み重なっていくよう、保護者や子どもの育ちに関する全ての関係機関が連携し、連続性や一貫性のある支援を行います。

（2）親子で育つ喜びの子育て

親と子の関わりが始まる妊娠期から、生まれてくる子どもを持つことの夢や喜びが感じられるよう、子どもを安心して妊娠・出産ができる環境づくりを進めます。

また、出産後も切れ目なく、親が子どもと関わり、子育てする中で、親として成長し、子育てや子どもの成長に大きな喜びや生きがいを感じることができるように支援を行います。

子育て世帯が安心して、楽しみながら子育てできるように、不安や孤立感を軽減することとともに、家庭の子育て力を高めるための支援を行います。

(3) 家庭と地域が一体となって進める子育て支援

子育てについての第一義的責任者は父母等保護者ですが、子どもは地域にとっても、希望であり、未来をつくる力でもあります。子どもの豊かな育ちや子育てを支えることは、地域での重要な未来への投資です。

このため、家庭だけではなく、行政や地域、幼稚園・保育所（園）、学校、企業等、子ども・子育て支援に関わる全ての担い手が、自らの課題として、様々な立場でその役割を担いながら、一体となって子育て支援を進めます。

育てたい子ども像、基本的な政策目標・施策の方向性に基づき
5つの施策を推進します。

施策1 子どもの豊かな育ちを支える環境づくり

(1) 豊かなあそび（五感を使った体験）をとおした学びの推進

- 幼稚園・保育所（園）における「豊かなあそび」の推進
- 地域子育て支援拠点・子育て交流施設等における「豊かなあそび」の推進
- 誰にも優しい、ゆとりとうるおいのある公園整備

(2) 幼児期の子どもを主体とした教育・乳幼児期の保育の充実

- 幼稚園・保育所（園）における教育、保育の充実
- 幼児教育・保育の質的向上
- 幼保小連携の推進
- 特別支援教育・障害児保育の充実
- 私立幼稚園保育料の軽減
- 私立幼稚園教育の振興支援

(3) 生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

- 学力の充実と向上
- 豊かな心の育成
- 健やかな身体の育成
- 小中一貫教育の推進
- いじめ防止基本方針に基づくいじめ対策の推進
- 学校における不登校対策の推進
- 教育センター「明日葉」の運営
- 学校保健の充実
- より豊かな学校給食の充実
- 信頼される学校づくり
- 学校と家庭・地域の連携強化
- 学校施設の整備

施策2 家庭における子育て力を高める取り組みの推進

(1) 子育てに関する学びの充実

- 地域子育て支援拠点事業（子育て支援基幹センター、子育てひろば、子育て交流施設）
- 子育て講習会開催事業
- 子育て支援関係者研修事業
- 高校生と乳幼児親子とのふれあい交流事業
- 「家庭の日」の啓発

(2) 子育てに関する情報提供・相談体制の充実

- 子ども総合相談センター
- 地域子育て支援拠点事業（子育て支援基幹センター、子育てひろば、子育て交流施設）
- 子育て応援情報サイト「そよかぜネット・まいitan」

(3) 子育て世帯の交流の場の充実

- 地域子育て支援拠点事業（子育て支援基幹センター、子育てひろば、子育て交流施設）

施策3 安心して産み育てられる環境づくりの推進

(1) 妊娠期・出産前後の支援の充実

- 不妊・不育治療給付
- 妊婦健康診査
- 妊婦相談
- 母子栄養強化事業
- 産褥入院
- 妊産婦歯科健康診査
- 育児準備教室
- 妊産婦・新生児・未熟児訪問指導
- ここにちは赤ちゃん事業

(2) 母子の心身の健康の保持・増進

- 乳幼児健康診査
- 予防接種
- 歯っぴースマイル教室
- 幼児むし歯教室
- 離乳食・幼児食教室
- 健やか育児相談・電話相談
- 乳幼児の訪問指導
- 妊娠婦歯科健康診査
- 心の健康相談

(3) 健康に育つための取り組みの推進

- 子育て支援医療費助成
- 子どもの救急電話相談の普及啓発
- お医者さんマップの作成
- 「かかりつけ医」を持つことの普及・啓発

施策4

配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実

(1) 成長や発達に支援が必要な子どもの施策の推進

- のびのび教室・すくすく教室・にこにこルーム
- 「にじいろ」個別支援システム
- 発達支援ファイルの普及啓発
- 発達支援研修(リーダー・ソーシャルスキルトレーニング研修)
- 舞鶴こども発達支援施設さくらんぼ園の運営の連携
- 発達相談
- 子どものほめ方教室
- 重度心身障害児への医療費助成
- 自立支援医療(育成医療・精神通院)助成
- 障害児支援利用援助・サービス利用支援
- 児童短期入所(ショートステイ)
- 児童居宅介護(ホームヘルプ)
- 児童通所支援(児童発達支援)
- 児童通所支援(放課後等ディサービス)
- 日中一時支援(日帰り短期入所)
- 日中一時支援(就学児童等タイムケア事業)
- 小・中学校特別支援学級、舞鶴支援学校等の児童・生徒の交流
- 理解促進研修や啓発事業の実施
- 就労に向けた関係機関とのネットワークづくり
- 特別児童扶養手当・障害児福祉手当の支給

(2) 児童虐待防止対策と相談体制の充実

- 子ども総合相談センターと関係機関との連携強化
- 要保護児童対策地域協議会
- 児童虐待ケースフォローアップ会議
- 児童虐待防止啓発

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

- ひとり親家庭の自立支援
- 児童扶養手当の支給
- ひとり親家庭医療費助成
- 母子家庭奨学金の交付
- ひとり親家庭の生活支援・相談

施策5

地域における子どもの育ちの支援と 安全に安心して子育てができるまちづくりの推進

(1) 子育て支援サービスの充実

- 地域子育て支援拠点事業
- 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)
- ファミリー・サポート・センター事業
- 一時預かり事業(幼稚園の預かり保育含む)
- 延長保育事業
- 病児保育事業
- 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- 子育てサークルの育成

(2) 地域での子育て支援のネットワークの充実

- 舞鶴子ども育成支援協会の活動支援
- 地域子育て支援協議会の活動支援
- 各種団体やNPOの支援

(3) 青少年健全育成の取り組みの推進

- 少年補導委員非行防止活動
- 青少年問題協議会
- 青少年善行表彰
- 有害環境浄化対策

(4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- 子ども見守り隊への支援
- まいづるメール配信サービスによる不審者情報の発信
- 青色回転灯搭載公用車の巡回活動・地域子育て支援協議会への設置促進

(5) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

- ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
- 性別にとらわれない子育て等に関する意識の普及・啓発

(6) 安心して外出できる環境の整備

- 人にやさしい道づくりの推進
- 公共的施設のユニバーサルデザインに配慮した整備の推進
- 公共交通機関のユニバーサルデザインに配慮した整備の促進
- 交通安全運動の推進
- 子育て応援情報・子育てマップの提供

幼児期の学校教育・乳幼児期の保育、 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画

主な項目	内 容
①幼児期の学校教育・乳幼児期の保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定に関する事項	<p>地域の実情に応じて保護者や子どもが利用しやすい区域、子ども数の見込みから、事業提供体制の確保が可能な区域を設定します。</p> <p>本市の教育・保育提供区域は、市全域とします。</p>
②給付やサービス提供における保護者の就労時間の下限の設定に関する事項	<p>保育の給付等における保護者の就労時間の下限について、現行制度での実態を踏まえ、1カ月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市が地域の就労実態等を考慮して定めることになります。</p> <p>本市の保護者の就労時間の下限は、現行と同様に64時間／月とします。</p>
③幼児期の学校教育・乳幼児期の保育施設、地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込み(必要利用定員総数)とその提供体制の確保の内容(供給)及び実施時期の設定	<p>教育・保育の必要な子どもの幼稚園・保育施設の利用状況や今後の利用希望を把握し、その量の見込みに対して、提供体制の確保内容及びその実施時期を定めます。</p> <p>本市の教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業の量的な提供体制は、下記のものを除き、現在運営している教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業を実施している施設で確保が可能としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園における預かり保育 12ヶ所⇒13ヶ所(公立1の増) ・保育所(園)の延長保育 13ヶ所⇒16ヶ所(民間園2、公立1の増) ・地域子育て支援拠点 5ヶ所⇒ 6ヶ所(子育て交流施設の増)
④幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保に関する事項	<p>①質の高い幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の一体的な提供に関する事項(認定こども園の設置数や設置時期等、普及に係る考え方など)</p> <p>認定こども園は、保護者の就労等家庭の状況に関わらず、0歳児から就学前児童の一貫した質の高い学校教育・保育(子どもの遊びや生活、学びの経験)を受けることができる施設とされています。</p> <p>本市における認定こども園への移行については、各幼稚園や保育所(園)における地域の子どもの利用状況や今後の動向の把握に努めるほか、移行への相談・支援体制を確保し適切に対応することとします。</p> <p>②幼児期の学校教育・乳幼児期の保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(幼保小連携)の取り組みに関する事項</p> <p>就学前児童の発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園、保育所(園)、小学校の連携の充実に努めるとともに、教員、職員を対象とした研修会を実施します。</p> <p>③幼稚園教諭・保育士等の研修の充実等による資質・能力の向上等に関する事項</p> <p>子どもを主体とした教育・保育を実施するため、公開保育、研修会の内容を充実し、幼稚園教諭・保育士のスキルアップを図ります。</p> <p>④特別な支援が必要な子どもが円滑に幼児期の学校教育・乳幼児期の保育等を利用できるようにするための配慮に関する事項</p> <p>専門機関のスタッフが保育所(園)、幼稚園を巡回し、支援が必要と考えられる子どもの集団生活の状況などを把握したうえで、個々に応じた環境整備や助言、支援員の配置への助成を行うとともに、支援員への研修を継続して実施します。</p> <p>⑤地域子ども・子育て支援事業の推進方策に関する事項</p> <p>親や子育てを支援する者が子育てに関して学ぶ機会、高校生等の次世代を担う若者の育成活動、子育てに関する相談や情報提供と子育て世帯の交流の場の提供などの充実に努めます。</p>